

湖北地域消防組合職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

湖北地域消防組合 公平委員会委員長 漣 藤寿

湖北地域消防組合公平委員会規則第2号

湖北地域消防組合職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員からの苦情相談に関する規則（令和元年湖北地域消防組合公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5の規定に基づく」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員としての」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の湖北地域消防組合職員からの苦情相談に関する規則の規定を適用する。